

搬出間伐

- (1) 選木にあたっては、植栽樹種の均等配置を念頭に置き、次のものから優先的に選木・伐倒するものとする。
また、市場性のあるもの（以下搬出木という。）は、搬出するものとし、間伐木・搬出木を区分すること。
 - ① 形質不良木（曲木，被圧木，損傷木等）
 - ② 病虫獣害等の被害木
 - ③ 密度調整上，伐採が必要な植栽木（小径木等）
- (2) 選木後，植栽木に損傷を与えないよう注意し，なるべく低い位置から伐倒すること。
なお，掛り木及び伐倒木の処理等は，保育間伐に準ずものとする。
- (3) 伐倒木は，梢端部まで丁寧に枝を払い，採材は，腐れ，変色，空洞，曲りなどの欠点を精査し，市場性のある径級・材長に玉切りすること。
- (4) 豪雨等で流出しないような措置を講ずるとともに残存枝条は，林内・道路沿線に散乱しないよう整理すること。
- (5) 搬出木は，土場（山土場）まで搬出すること。搬出にあたっては，素材の損傷に注意して作業するとともに，残存立木や隣接地立木を損傷しないように十分注意すること。
- (6) 搬出された素材は，径級，材長ごとに区分集積し，搬出材積を求め搬出日ごとに集計表を作成するとともに写真撮影すること。
- (7) 搬出材積の計算方法は，素材の日本農林規格（昭和 42 年 12 月 8 日農林省告示第 1841 号）に基づく材積計算方法及びその単位によるものとする。なお，末口径は樹皮を除いて計測すること。
- (8) 使用した林道・作業道路等は，事後の使用に支障の無いよう整備すること。
- (9) 高性能林業機械を使用する場合は，林内の移動を必要最小限にし，林地の保全に努めること。
- (10) 標準地の設定は，
 - ① 面積は，200 平方メートルとする。四隅には木杭を打ち，ビニールテープで目印を付ける。
 - ② 事業区域面積が 1 ha 以下の場合 1 箇所，1 ha を越えて 3 ha 以下の場合 2 箇所，3 ha を越え 5 ha 以下の場合 3 箇所とし，以下 2 ha 増毎に 1 箇所を増設し，最大 10 箇所とする。
 - ③ 標準地では，全ての立木の胸高直径を測定し，設計伐採率に基づき，伐採木を選定する。また，測定したデータは取りまとめの上，監督職員に提出すること。
なお，設定した標準地は，完成検査終了まで保持するものとする。

(11) 作業道路開設時の発生する支障木は、搬出材に含めるものとする。ただし、間伐材とは別に管理し、監督職員の確認を受けること。

なお、土場の規模などから、別管理が困難な場合は、監督職員の承認を得て、一元管理できるものとする。

(12) 実施事業区域については、事業着手後、速やかに監督職員の立会を求め、事業区域の確認を行い、区域界に測点（杭）及び目印を設置すること。

(13) 事業区域界は、ポケットコンパス等により測量を実施し図化する。その成果品（野帳、作成図面）は、本仕様書共通事項(21)に示す期日から起算して 5 日以内に監督職員に提出し、承認を得ること。